

塩谷町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

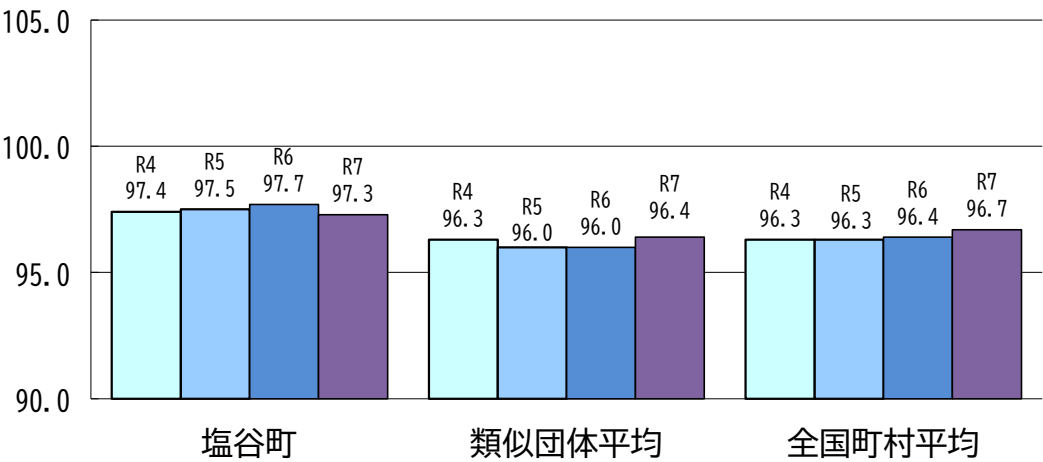
区分	住民基本台帳人口 (令和7年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 5年度の人件費率
6年度	人 9,796	千円 6,126,025	千円 172,356	千円 1,237,216	% 20.2	% 13.7

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給 与 費				(参考) 一人当たり 給与費 B/A	(参考) 市町村平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
6年度	人 129	千円 439,632	千円 104,169	千円 172,970	千円 716,771	千円 5,556	千円 5,723

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、令和6年4月1日現在の人数である。また、任期付時短勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。
(補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給割合) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給割合) により算出。)
3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
4 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※ 令和6年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②100を超えている場合について、その理由（給与制度又はその運用を踏まえ記載すること）

①、②該当なし

(4) 給与改定の状況

本町には人事委員会の組織がないので記載を省略いたします。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国家公務員給与においては、行政職俸給表（一）において3級から7級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額の上上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での俸給月額の重なりを解消等を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている。

① 給料表の見直し

〔 実施 未実施 〕

給料表の改定実施時期 令和7年4月1日

改定内容 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、3級から7級までの初号近辺の号給をカットし、これらの級の初号の給料月額の上上げを実施。
(国の8級以上に相当する級がないため、隣接する級間での給料月額の重なりを解消は実施していない)

② 地域手当の見直し

(支給割合) 国基準2%に対し、塩谷町においても2%を支給。
(実施時期) 令和7年4月1日より実施。段階的に支給割合を引き上げることとし、令和7年4月1日時点は2%、令和8年4月1日時点では4%を支給。

③ その他手当の見直し

扶養手当、通勤手当、単身赴任手当及び管理職特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。
(令和7年4月1日実施)

(6) 特記事項

なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和7年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
塩谷町	39.3 歳	306,600 円	372,061 円	336,853 円
栃木県	42.3 歳	328,433 円	402,719 円	350,274 円
国	41.9 歳	332,237 円	- 円	414,480 円
類似団体	41.2 歳	314,279 円	364,128 円	339,772 円

② 技能労務職

(円)

区分	公務員					民間			参考
	平均年齢 (歳)	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢 (歳)	平均給与月額 (B)	A/B
塩谷町	*	1 人	*	*	*	-	-	-	-
うち運転手	-	0 人	-	-	-	-	-	-	-
うち用務員	*	1 人	*	*	*	用務員	52.5	233,800	-
うち調理員	-	0 人	-	-	-	-	-	-	-
栃木県	53.2	210 人	291,488	328,214	301,085	-	-	-	-
国	51.3	1703 人	294,567	-	337,907	-	-	-	-
類似団体	51.0	3 人	287,371	310,867	299,385	-	-	-	-

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
塩谷町	-	-	-
うち運転手	-	-	-
うち用務員	*	3,073,300	*
うち調理員	-	-	-

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（令和4年～令和6年の3ヶ年平均）。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。
3 個人情報保護の観点から、対象となる職員が1人又は2人の場合は、「アスタリスク(*)」と記載している。また、数値のない欄については「ハイフン(-)」と記載している。

(2) 職員の初任給の状況(令和7年4月1日現在)

区分		塩谷町	栃木県	国
一般行政職	大学卒	220,000 円	225,600 円	220,000 円
	高校卒	188,000 円	194,500 円	188,000 円
技能労務職	高校卒	211,000 円	192,500 円	-
	中学卒	185,700 円	- 円	-

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和7年4月1日現在)

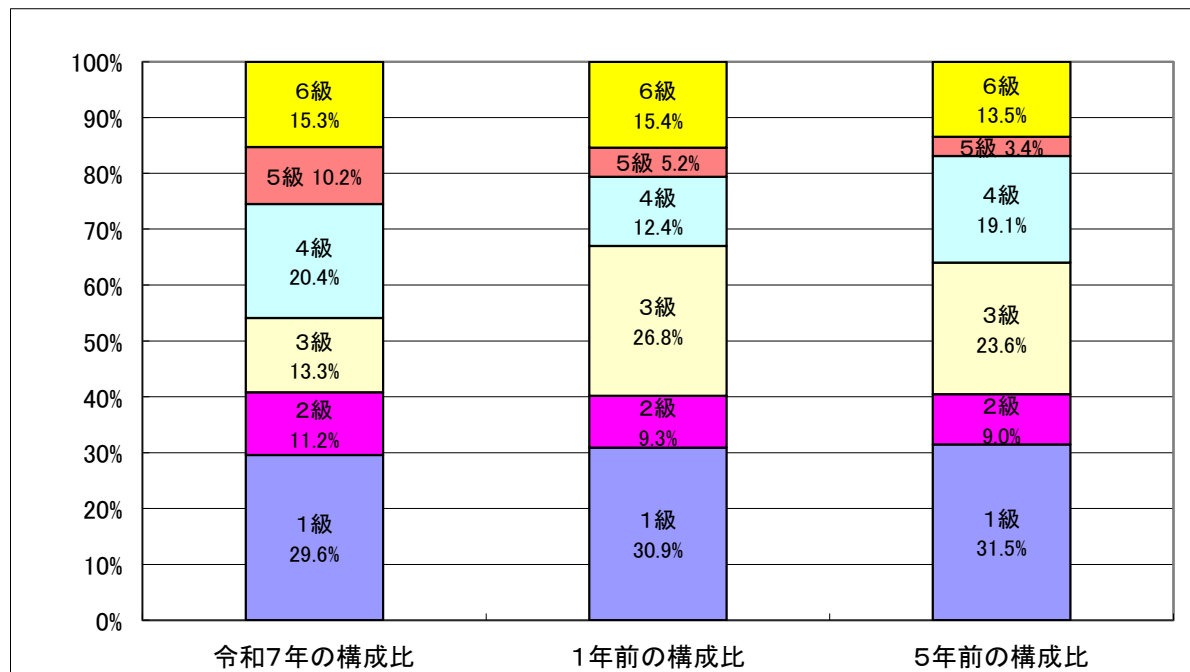
区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	297,300 円	358,700 円	393,600 円	409,900 円
	高校卒	249,900 円	- 円	* 円	387,000 円
技能労務職	高校卒	- 円	- 円	- 円	* 円
	中学卒	- 円	- 円	- 円	- 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（令和7年4月1日現在）

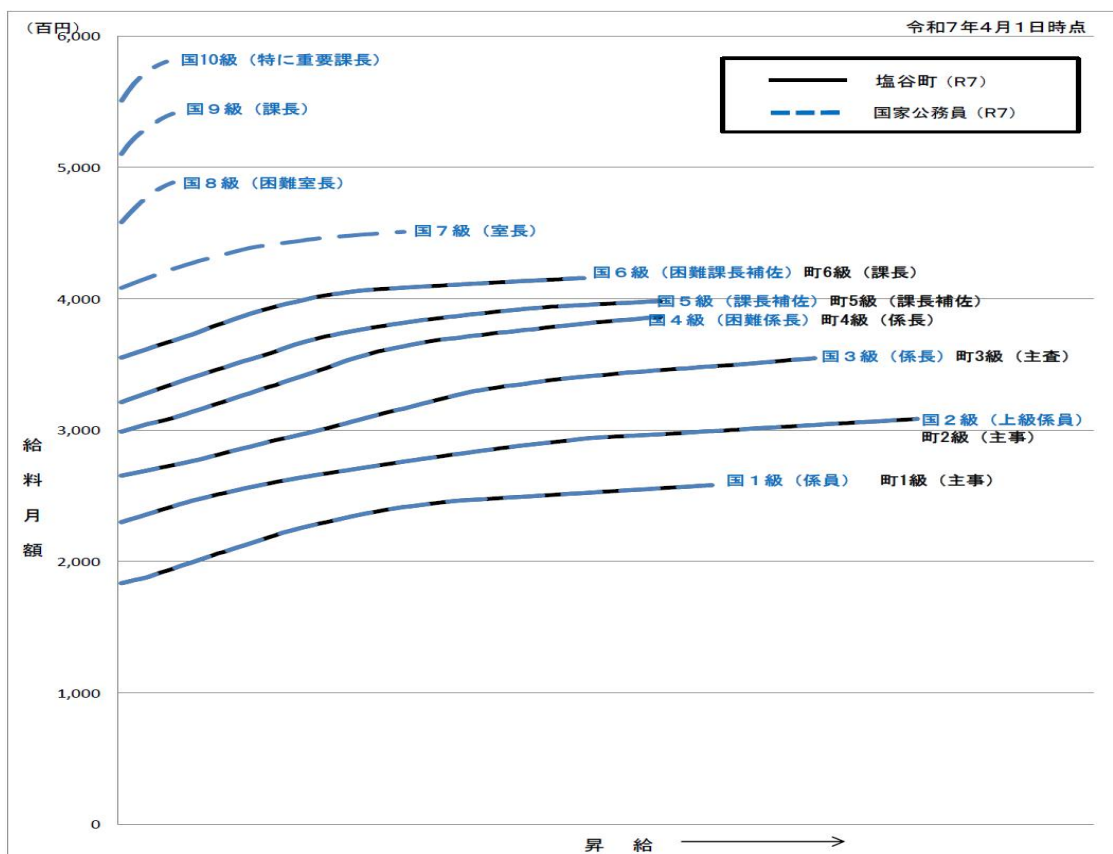
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事補、主事	29人	29.6%	183,500円	250,600円
2級	主事	11人	11.2%	230,000円	267,800円
3級	主査	13人	13.3%	265,300円	354,700円
4級	係長、副主幹	20人	20.4%	298,800円	376,300円
5級	課長補佐、主幹、所長、園長	10人	10.2%	321,300円	397,200円
6級	課長、事務局長	15人	15.3%	355,200円	414,300円

- (注) 1 塩谷町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和7年4月1日現在）



(3) 昇給への勤務成績の反映状況

令和7年4月2日から令和8年4月1日 までにおける運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している		○		○	
	活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
	上位、標準、下位の区分	○		○	○
	上位、標準の区分		○		
	標準、下位の区分				
	標準の区分のみ（一律）				
□ 人事評価を実施していない					
活用予定時期					

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

塩谷町	栃木県	国
1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,460 千円	1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,777 千円	-
（令和6年度支給割合） 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 （1,400）月分 （1,000）月分	（令和6年度支給割合） 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 （1,400）月分 （1,000）月分	（令和6年度支給割合） 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 （1,400）月分 （1,000）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15% 管理職加算 なし	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 15～22%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%

（注）（ ）内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（塩谷町）

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	○
上位、標準の成績率		○		
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
□ 人事評価を実施していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和7年4月1日現在）

塩谷町				国			
（支給率）	自己都合	応募認定・定年		（支給率）	自己都合	応募認定・定年	
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分		勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分		勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分		勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分		最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 （割増率2%～45%） （退職時特別昇給 無 ）			その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 （割増率2%～45%）		
1人当たり平均支給額	492 千円	* 千円					

- （注）1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。
2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）		- 千円	
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）		- 千円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度（支給割合）
塩谷町	2 %	130 人	2 %

(4) 特殊勤務手当 (令和7年4月1日現在)

支給実績 (令和6年度決算)	0 千円			
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和6年度決算)	0 円			
職員全体に占める手当支給職員の割合 (令和6年度)	0 %			
手当の種類 (手当数)	2			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和6年度決算)	左記の職員に対する支給単価
伝染病防疫作業従事職員の特殊勤務手当	該当する業務に従事した者	伝染病防疫作業	0 千円	日額 200円
水火災出場職員の特殊勤務手当	該当する業務に従事した者	水火災出場	0 千円	日額 100円

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (令和6年度決算)	39,593 千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和6年度決算)	396 千円
支給実績 (令和5年度決算)	37,485 千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和5年度決算)	379 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績 (6年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数 (管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。) であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (令和7年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	(1) 配偶者 (月額) 3,000円 (2) 子 (月額) 11,500円 ※満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合、1人につき5,000円加算 (3) 上位以外 (月額) 6,500円	同	-	13,089 千円	242,382 円
住居手当	借家・借間 支給限度 月額28,000円	同	-	6,349 千円	235,142 円
通勤手当	・交通機関利用者 支給限度額 55,000円 (運賃負担額に応じて支給) ・交通用具使用者 支給限度額 31,600円 (通勤距離に応じて支給)	同	-	14,722 千円	123,717 円
管理職手当	・課長級 50,200円 ・主幹級 40,200円 ・課長補佐級 34,000円	同	-	15,538 千円	535,779 円
宿日直手当	・当直1回 2,100円 ・日直1回 4,200円	同	-	1,582 千円	14,123 円
管理職特別勤務手当	・課長級 6,000円 ・主幹級 5,000円 ・課長補佐級 4,000円	同	-	40 千円	6,666 円

5 特別職の報酬等の状況（令和7年4月1日現在）

区分		給料月額等	
給料	町長	770,000 円 (- 円)	(参考) 類似団体における最高／最低額 892,000 円／ 523,000 円
	副町長	610,000 円 (- 円)	700,000 円／ 360,000 円
報酬	議長	340,000 円 (- 円)	366,000 円／ 200,000 円
	副議長	260,000 円 (- 円)	320,000 円／ 170,000 円
	議員	233,000 円 (- 円)	310,000 円／ 150,000 円
期末手当	町長 副町長	(令和6年度支給割合) 3.45 月分	
	議長 副議長 議員	(令和6年度支給割合) 3.45 月分	
退職手当	町長 副町長	(算定方式) 給料月額×在職期間(月数)×42/100 給料月額×在職期間(月数)×25/100	(1期の手当額) 15,523,200円 7,320,000円 (支給時期) 任期毎に支給 任期毎に支給
	備考		

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

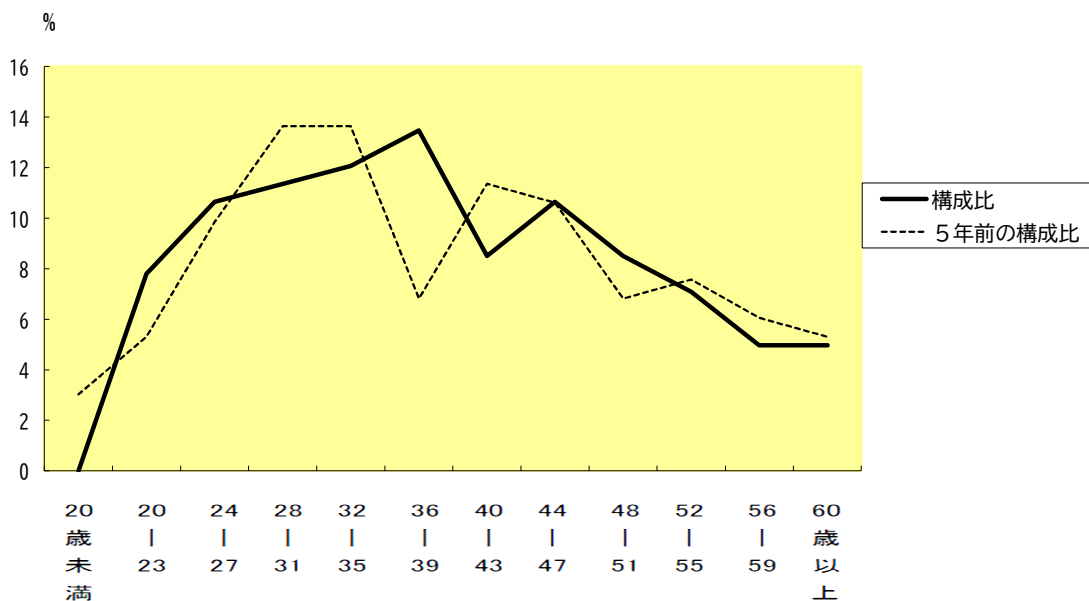
(各年4月1日現在)

（百万円・百円）

区 分			職員数		対前年 増減数	主な増減理由
部 門			令和6年	令和7年		
普通会計部門	一般行政部門	議 会	2	2	0	
		総 務	36	39	3	施設管理職員・消防職員の増加
		税 務	10	11	1	育休代替職員の増加
		農 林	15	14	△ 1	林務職員の退職に伴う減少
		商 工	3	3	0	
		土 木	8	8	0	
		民 生	25	24	△ 1	福祉職員の退職に伴う減少
		衛 生	13	12	△ 1	職員配置替えに伴う減少
		計	112	113	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 115.35 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 119.43人)
	教育部門	17	17	0		
	消防部門	-	-			
小 計	129	130	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 132.71 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 142.96人)		
公営企業等	会計部門	水道	5	5	0	
		その他	6	6	0	
		小 計	11	11	0	
合 計			140 [150]	141 [150]	1 -	<参考> 人口1万人当たり職員数 143.94 人

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和7年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳以上	計
職員数	0人	11人	15人	16人	17人	19人	12人	15人	12人	10人	7人	7人	141人

(3) 職員数の推移

(単位 : 人 ・ %)

部門別 \ 年度	2年	3年	4年	5年	6年	7年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	99	98	102	104	112	113	14 (14.1%)
教育	21	21	17	18	17	17	△ 4 (-19.0%)
普通会計	120	119	122	122	129	130	10 (8.3%)
公営企業等会計	12	13	11	9	11	11	△ 1 (-8.3%)
総合計	132	132	133	131	140	141	9 (6.8%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にとっては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 5年度の総費用に占める 職員給与費比率
6年度	千円 334,933	千円 13,473	千円 25,048	% 7.48	% 8.06

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費を含まない。

区分	職員数	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 市町村平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
6年度	人 5	千円 17,008	千円 3,223	千円 4,817	千円 25,048	千円 5,010	千円 6,316

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、令和7年3月31日現在の人数である。
3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 特記事項

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和7年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
塩谷町	32.5 歳	302,070 円	453,679 円
団体平均	45.8 歳	345,838 円	524,813 円
事業者	- 歳	- 円	- 円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

塩谷町（水道事業）				塩谷町（一般行政職）			
1人当たり平均支給額（令和6年度）				1人当たり平均支給額（令和6年度）			
1,398 千円				1,460 千円			
（令和6年度支給割合）				（令和6年度支給割合）			
期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当	
2.50 月分		2.10 月分		2.50 月分		2.10 月分	
（ - ）月分		（ - ）月分		（ 1.400 ）月分		（ 1.000 ）月分	
（加算措置の状況）				（加算措置の状況）			
職制上の段階、職務の級等による加算措置				職制上の段階、職務の級等による加算措置			
役職加算 5～15%				役職加算 5～15%			
管理職加算 なし				管理職加算 なし			

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和7年4月1日現在）

塩谷町（水道事業）				塩谷町（一般行政職）			
（支給率）	自己都合	応募認定・定年		（支給率）	自己都合	応募認定・定年	
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分		勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分		勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分		勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分		最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 （割増率2％～45％） （退職時特別昇給 無 ）				その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 （割増率2％～45％） （退職時特別昇給 無 ）			
1人当たり平均支給額	- 千円	- 千円		1人当たり平均支給額	492 千円	* 千円	

（注）1 退職手当の1人当たり平均支給額は、6年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）		-	千円
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）		-	千円
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度（支給割合）
塩谷町	2 %	5 人	2 %

エ 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

特殊勤務手当の制度無

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和6年度決算）	1,168 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	234 千円
支給実績（令和5年度決算）	1,066 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	213 千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（6年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 （6年度決算）	支給職員1人当たり 平均支給年額 （6年度決算）
扶養手当	（1）配偶者（月額） 3,000円 （2）子（月額） 11,500円 ※満16歳の年度初めから満22歳の 年度末までの子がいる場合、 1人につき5,000円加算 （3）上位以外（月額） 6,500円	同	-	1,116 千円	372,000 円
住居手当	・借家 支給限度 月額28,000円	同	-	326 千円	162,750 円
通勤手当	・交通機関利用者 支給限度額 55,000円 （運賃負担額に応じて支給） ・交通用具使用者 支給限度額 31,600円 （通勤距離に応じて支給）	同	-	614 千円	122,740 円
管理職手当	・課長級 50,200円 ・主幹級 40,200円 ・課長補佐級 34,000円	同	-	0 千円	0 円